※必ずご一読下さい

令和８年９月１日更新

令和９年４月
保育所等（２号・３号）
募集案内

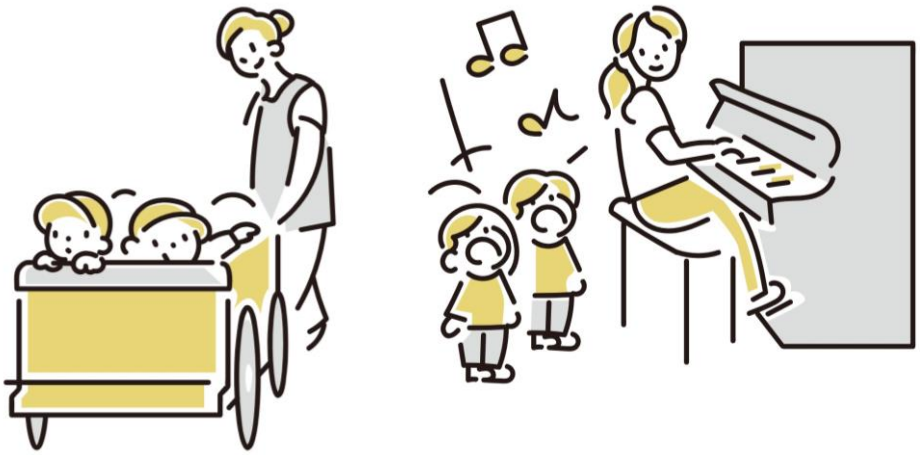

<お申込み・お問い合わせ先>

保健福祉センター名	係名・電話番号	担当する保育所等
平地区 保健福祉センター	福祉介護係　0246-22-7457	平地区の保育所等 および小島保育園・若葉台保育園
小名浜地区 保健福祉センター	福祉介護係　0246-54-2116	小名浜地区の保育所等
勿来・田人地区 保健福祉センター	福祉介護係　0246-63-2117	勿来地区・田人地区の保育所等
常磐・遠野地区 保健福祉センター	福祉介護係　0246-43-2116	常磐地区・遠野地区の保育所等 （若葉台保育園を除く）
内郷・好間・三和地区 保健福祉センター	福祉介護係　0246-27-8691	内郷地区・好間地区・三和地区の保育所等 （小島保育園を除く）
四倉・久之浜大久地区 保健福祉センター	福祉係　0246-32-2114	四倉地区・久之浜大久地区の保育所等
小川・川前地区 保健福祉センター	福祉係　0246-83-1329	小川地区の保育所等

【目　次】

１．保育所等とは ―――― Ｐ１

２．保育（２・３号）認定の要件 ―――― Ｐ１

３．利用時間（保育（２・３号）認定の給付内容 ―――― Ｐ２

４．利用申込みから決定までの基本的な流れ ―――― Ｐ２

５．利用申込みの受付期間や場所等 ―――― Ｐ２

６．保育所等の事前見学 ―――― Ｐ３

【重要】申込みにあたっての注意事項等 ―――― Ｐ４

７．利用申込みに必要な書類 ―――― Ｐ５～６

８．利用調整の結果等 ―――― Ｐ６

９．保育料（利用者負担額）について ―――― Ｐ７～９

１０．給食（副食費等）について ―――― Ｐ９～１０

令和９年度 保育所等一覧 ―――― Ｐ１１～１３

「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申請書」記入例 ―― Ｐ１４～１５

令和９年度 年齢等早見表

年齢	生年月日	
	和暦	西暦
０歳	令和８年４月２日 ～	２０２６年４月２日 ～
１歳	令和７年４月２日 ～ 令和８年４月１日	２０２５年４月２日 ～ ２０２６年４月１日
２歳	令和６年４月２日 ～ 令和７年４月１日	２０２４年４月２日 ～ ２０２５年４月１日
３歳	令和５年４月２日 ～ 令和６年４月１日	２０２３年４月２日 ～ ２０２４年４月１日
４歳	令和４年４月２日 ～ 令和５年４月１日	２０２２年４月２日 ～ ２０２３年４月１日
５歳	令和３年４月２日 ～ 令和４年４月１日	２０２１年４月２日 ～ ２０２２年４月１日

※　申請書に記入する年齢の参考としてください。

１．保育所等とは

この募集案内における保育所等とは、「保育所」「認定こども園」「地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業）」のことです。

また、これらの施設を利用するためには、児童ごとに、子どものための教育・保育給付認定における“保育（２・３号）認定”を受ける必要がありますが、**この認定を受けることができる方（保育所等を利用できる方）は、次の要件に該当する方に限られます**（認定こども園は、保育認定の要件に該当しない場合でも３歳以上であれば１号認定として利用が可能）。

２．保育（２・３号）認定の要件

児童のすべての保護者が次のいずれかの事由に該当している必要があります。

保育が必要な事由	具体的な状況	認定期間
就労	就労を常態としている場合 ※１か月当たりの就労時間が４８時間以上に限る	事由が継続している間
妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない場合	産前及び産後の２か月程度
疾病・障がい	病気や怪我、または心身に障がいを有する場合	事由が継続している間
介護・看護	同居等の親族を常時介護または看護している場合	
求職活動等	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	３か月程度
就学	学校教育法に定める学校等に在学している場合	事由が継続している間
その他	・被災した自宅の復旧にあたっている場合 ・育休中に育休の対象ではない児童の保育を希望する場合 ・児童に障がいがあり統合保育を希望している場合　など	

※　**認定後に、これらの事由が変更となった場合は、速やかに変更申請書をご提出ください。**
また、認定後に、これらの事由が消滅した場合、保育所等は原則、退所（園）になります。
なお、子ども・子育て支援法に基づき、毎年度、事由継続の有無を確認させていただきます。

※　**保育所等を利用する意思がなく、育児休業の延長を目的としたお申込みはお断りしています。**

【子どものための教育・保育給付認定の区分と利用可能な保育所等との関係】

児童の年齢	認定区分	認定の要件	利用できる施設		
			保育所	認定こども園	地域型保育事業
満３歳以上	１号認定	２号以外	―	○	―
	２号認定	上記の事由に該当	○	○	―
満３歳未満	３号認定		○	○	○

3．利用時間（保育（２・３号）認定の給付内容）

保育所等の利用時間（保育標準時間及び保育短時間）は、主に両親の「保育が必要な事由」の内容により決定します。

給付内容	利用時間	保育が必要な事由		
		就労	その他	個別事情に応じて判断
保育標準時間	１日あたり **１１時間まで**	両親ともに １か月あたりの 就労時間が原則 120 時間以上	・妊娠・出産 ・災害	・疾病・障がい ・介護・看護 ・就学 ・統合保育希望など
保育短時間	１日あたり **８時間まで**	両親いずれかが １か月あたりの 就労時間が原則 120 時間未満	・求職活動等 ・育児休業	

・　両親等の「保育が必要な事由」の内容により、申請どおりの利用時間とならない場合がございますので予めご留意ください。

・　実際に利用する際の保育時間については、入所決定後、利用時間の範囲内で決定施設とご相談ください。

・　施設の開所時間については、二次元コードから「保育所・幼稚園等ガイドブック」をご覧ください。

ガイドブック

4．利用申込みから決定までの基本的な流れ

①　第１希望の保育所等を所管する地区保健福祉センターが設定する受付会場において必要書類を提出
②　保育の必要性と希望する施設の順番に応じて利用調整
③　利用調整結果（利用決定等）のお知らせ

5．利用申込みの受付期間や場所等

◎　**受付期間と時間**

令和８年１０月１日（木）から１０月３０日（金）まで（午前８時３０分から午後５時まで）

※　土日祝日、上記の時間以外はオンライン申請のみの受付となります。

◎　**受付場所**

地区や保育所等によって受付会場や日時が異なりますので、市のホームページ等で第１希望の保育所等の受付会場や日時をご確認の上、必要書類を提出してください。

※　第２希望以降の申込みは、第１希望の保育所等の申込みと併せての申請となります。

◎　**来所による申請が困難な場合**

オンラインによる申請も受け付けております。

詳しくは以下の二次元コードからご覧ください。

※　申請にはマイナンバーカード等が必要となります。

※　申請方法をよくご確認の上、ご申請ください。

※　児童への特別な支援（保育士の加配等）を希望される方は、可能な限り窓口にてご申請ください。

電子申請

◎ **保育所等の空き状況**

市公式ホームページにて公開しています。詳しくは二次元コードからご覧ください。

※　９月下旬ごろ公開予定です。

保育所等利用申込みについて

６．保育所等の事前見学

申請する前に利用を希望する施設すべてに利用を希望する児童と一緒に事前見学を行ってください。

✓　事前見学は、申請者が入所を希望する施設に直接連絡し、日程調整を行ってください。

✓　きょうだいが既に入所している施設でも、利用を希望する児童と一緒に事前見学を行ってください。

✓　見学する際は、以下の「よい保育施設の選び方　十か条」を参考に見学ください。

【参考】よい保育施設の選び方　十か条

～厚生労働省「よい保育施設の選び方 十か条」より抜粋～

一 まずは情報収集を

・ 市の担当部署（保育・幼稚園課、各地区保健福祉センター）で、情報の収集や相談をしましょう

二 事前に見学を

・ 決める前に必ず施設を見学しましょう

三 見た目だけで決めないで

・ キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれいなど、見た目だけで決めるのはやめましょう

四 部屋の中まで入って見て

・ 見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう

五 子どもたちの様子を見て

・ 子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう

六 保育する人の様子を見て

・ 保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
・ 保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
・ 保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
・ 保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう

七 施設の様子を見て

・ 赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
・ 遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
・ 陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう
・ 災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう

八 保育の方針を聞いて

・ 園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
・ どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
・ 連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう

九 預けはじめてからもチェックを

・ 預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう

十 不満や疑問は率直に

・ 不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか

【重要】申込みにあたっての注意事項等（必ずお読みください）

① 保育所等の利用開始日は４月初日からが基本となります。

② 利用を希望する児童と一緒に、保育所等を事前に見学してください。

特に、０歳児（乳児）の保育を希望する場合、お子様をお預かりできる月齢が保育所等によって異なりますので、希望する保育所等が保育可能な月齢を事前に必ずご確認ください。

なお、０歳児保育を実施している保育所等はＰ１１～１３の保育所等一覧によりご確認ください。

③ 児童への特別な支援（保育士の加配等）を希望される方は、各地区の保健福祉センターへお早めにご相談ください。

④ 受付会場には保育所等の利用を希望する児童も一緒にお越しください。

⑤ **次のような場合も申込みが必要となります。**

- 令和９年４月から転園を希望する場合
- 令和８年４月利用以降の申込みで落選かつ待機した方で、令和９年４月からの利用を希望する場合（待機中の希望施設と同じでも改めて申し込みが必要）

⑥ 利用の決定は先着順ではありませんので、受付時間前に受付会場に並ぶなどの行為はご遠慮ください。

⑦ 感染症予防のため、次の内容にご協力ください。

- 体調がすぐれない方の来場はご遠慮ください。
- 見学や来庁の際に、大人の方はマスクの着用や手指の消毒等にご協力ください。
- 受付会場内が混雑している場合などは、お車での待機をお願いすることがあります。
- 必要書類を記入していない状態でお持ちになる場合は、ボールペンをご持参ください。

⑧ 今回の募集及び調整の結果、保育所等に空きがある場合は令和９年１月中旬ごろから２次募集を行う予定です。（詳しくは後日、市のホームページでお知らせします。）

７．利用申込みに必要な書類

次の①～③の書類すべてが必要になります。

なお、申請内容に虚偽があった場合、子どものための教育・保育給付認定や保育所等の利用決定を取り消す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

① **「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申請書」（以下、申請書）**

申請児童１名につき１枚です。

② **保育が必要な事由を証明する書類**

すべての保護者の分が必要です。

また、児童２名以上の申請の場合、証明書類は１名分で結構です。

保育が必要な事由	証明書類
就労	◎ **「就労証明書（市指定様式）」** ※ **市ホームページ掲載の最新の様式をお使いください。** ※ **証明日が３か月以内のものが有効となります。** ※ **お勤めの方は、勤務先が記入したものに限ります。（備考欄の通勤時間も勤務先が記入）** なお、自営業の場合は自署でかまいませんが、**就労証明書以外に確定申告書や営業許可証、開業届などの写し（いずれか１点）が必要**です。
妊娠・出産	◎ **「親子（母子）健康手帳」または「診断書」の写し** ※ どちらも、分娩予定日（出産日もしくは出産予定日）が確認できるものに限ります。 また、親子（母子）健康手帳の場合は表紙の写しも提出してください。
疾病・障がい	◎ **「診断書」や「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」などの写し** ※ 診断書は、通院回数や入院期間など、申請書の裏面に記入した内容が確認できるものに限ります。
介護・看護	◎ **「介護状況届出書（市指定様式）」と「（介護又は看護を受ける方の）診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳」などの写し** ※ 介護状況届出書は、申請者（保護者）の方が記入してください。 また、診断書は、療養期間など、申請書の裏面に記入した内容が確認できるものに限ります。
求職活動等	◎ **「求職活動等申立書（市指定様式）」と「ハローワーク受付票」や「雇用保険受給資格者証」などの写し**
就学	◎ **「在学証明書」と「学生証など」の写しのほか、「週当たりの就学時間が確認できる書類」** ※ 在学証明書は、在学期間が確認できるものに限ります。
その他	育休中である場合は上記「就労証明書」を提出してください。（育休明けの場合、復職日は遅くとも令和９年５月１日までとなります。） また、その他は担当の保健福祉センターへお問い合わせください。

この他、世帯の状況により次の書類を提出してください。

☐ ひとり親世帯の方 → ひとり親であることが確認できる書類(児童扶養手当証書や戸籍謄本等)

☐ 同居者に障がい者（申請児童も含む）がいる方 → 障がい者手帳や特別児童扶養手当証書等の写し

☐ 現在または１月１日時点の住民登録地が市外の方

→ 当該市町村が発行する住民税が確認できる書類（市町村民税課税証明書など）

③　**マイナンバー（個人番号）確認書類等**

規定により、申請書に個人番号を記入された方全員の個人番号を確認する必要がありますので、次のいずれかの書類をお持ちください。（個人番号通知書は確認書類として利用できません）

- マイナンバーカード（個人番号カード）
- 通知カード（カードに記載された氏名、住所が住民票と一致している場合のみ有効）
- 個人番号が記載された住民票の写し

この他、申請書類をお持ちになった方の身分証（運転免許証など）が必要となります。

【重要】申請書記入等にあたっての留意事項（必ずお読みください）

①　申請書の記入例（Ｐ１４～１５）をご参照のうえ、希望施設の空き状況を必ずご確認ください。

※　令和９年４月からの利用に係る保育所等の空き状況は、令和８年９月下旬ごろまでに市のホームページに掲載します。

なお、申請書の施設名欄の左側には、Ｐ１１～１３の保育所等一覧に掲載している２ケタの施設№を必ず記入してください。（例：白土保育所の場合は「０１」）

②　申請書の希望施設欄には、真に利用する意思のある保育所等を記入してください。

特に、**転園の申込み（市内での保育所等の転園に限る）の場合、転園が決定した後に辞退されますと、在籍していた保育所等に発生した空き枠への選考結果に大きく影響します。**

このため、**転園が決定した後に辞退された場合、現在の在籍施設を退園していただくことがありますので、ご注意ください。**

③　利用申込みの書類提出後に、**申請書に記入した内容等が変更になった場合は、必ず担当の保健福祉センターへ、速やかにご連絡ください。**

また、**利用申込みを辞退される場合も、担当の保健福祉センターへ必ずご連絡ください。**

なお、**保育所等の利用が決定した後に申請内容が変更となっていたことが発覚した場合、その内容によっては決定を取り消します**ので、ご注意ください。

８．利用調整の結果等

利用調整の結果は、令和８年１２月下旬ごろまでに、お知らせする予定です。

また、利用調整の結果は、決定等の内容に応じて次のとおりお知らせします。

調整結果	利用可能施設	お知らせするところ
利用可能	保育所（市立及び私立）	利用可能施設を所管する保健福祉センターから
	認定こども園、地域型保育事業	利用可能施設から
落選	―	第１希望の施設を所管する保健福祉センターから

なお、決定等となった施設を辞退する場合は、必ず担当の保健福祉センターへご連絡ください。

９．保育料（利用者負担額）について

※以下に記載する年齢は４月１日現在です

保育認定児童のうち、３歳以上の児童に係る保育料は無料です。

また、３歳未満の児童に係る保育料は保護者（両親）の市町村民税額に応じて次の金額をご負担いただきます。

なお、各施設が定めている教材費や行事費、通園送迎費などの費用の有無や金額等については、各施設にご確認ください。

〈３歳未満の保育認定児童に係る月額保育料〉

世帯の階層区分			標準時間	短時間
生活保護世帯		A	0円	0円
市町村民税非課税		B	0円	0円
市町村民税均等割のみ課税		C	１１，０００円	１０，５００円
市町村民税所得割課税額	４８，６００円未満	D１	１４，０００円	１３，５００円
	４８，６００円以上 ６５，０００円未満	D２	２１，０００円	２０，５００円
	６５，０００円以上 ７５，０００円未満	D３	２３，０００円	２２，５００円
	７５，０００円以上 ８５，０００円未満	D４	２５，０００円	２４，５００円
	８５，０００円以上 １２２，０００円未満	D５	２８，０００円	２７，５００円
	１２２，０００円以上 １３１，０００円未満	D６	３３，０００円	３２，５００円
	１３１，０００円以上 １６８，０００円未満	D７	３７，０００円	３６，５００円
	１６８，０００円以上 ２１３，０００円未満	D８	４２，０００円	４１，５００円
	２１３，０００円以上 ２２０，０００円未満	D９	４７，０００円	４６，５００円
	２２０，０００円以上 ３５３，０００円未満	D10	５４，０００円	５３，５００円
	３５３，０００円以上	D11	５７，０００円	５６，５００円

①　保育料算定の考え方

保育料は、保護者（両親）の市町村民税額により算定しますが、ひとり親家庭で、家計の中心となる方が同居の祖父母等である場合は、その方の市町村民税額により保育料を算定します。

また、**未申告等により市町村民税額が確認出来ない場合、保育料が最高額となりますので、ご注意ください。**

なお、保育料を算定する市町村民税額の課税時期は次のとおりです。

・　４月から８月までの保育料　→　前年度の課税額により算定

・　９月から３月までの保育料　→　当該年度の課税額により算定

② 保育料の納付方法等

利用施設	納付先	納付期限等
保育所（市立及び私立）	いわき市	毎月２５日（土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の平日） ※ 原則、口座振替をお願いしています。
認定こども園 地域型保育事業	利用施設	利用施設へお問い合わせください

③ 保育料の軽減措置

ア．ひとり親世帯等の保育料

市町村民税所得割額 77,101 円未満のひとり親世帯や障がい者※のいる世帯の月額保育料

（１）生計を一にする子どもが２名以上いる場合で、３歳未満の保育認定児童が子ども全体の２人目以降となる場合 → ０円

（２）３歳未満の保育認定児童が１人目となる場合

世帯の階層区分			標準時間	短時間
市町村民税均等割のみ課税		C	５，０００円	４，７５０円
市町村民税 所得割課税額	４８，６００円未満	D１	６，５００円	６，２５０円
	４８，６００円以上 ７７，１０１円未満	D２～４	９，０００円	９，０００円

※ 障がい者とは、次のａ～ｅのいずれかに該当する場合です。

ａ 身体障害者福祉法第 15 条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のいる世帯

ｂ 国民年金法に規定する障害基礎年金等の受給者のいる世帯

ｃ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第２条第１項に規定する障がい児のいる世帯

ｄ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のいる世帯

ｅ 福島県療育手帳制度要綱第３に規定する療育手帳の交付を受けている者のいる世帯

イ．多子世帯の保育料（上記アに該当する児童を除く）

（１）市町村民税額 57,700 円未満の世帯に生計を一にする子どもが２人以上いる場合で、３歳未満の保育認定児童が子ども全体の２人目以降となる場合 → ２人目は半額、３人目は無料

（２）市町村民税額 57,700 円以上の世帯に生計を一にする子どもが、保育所など（※）を同時に２人以上利用している場合で、３歳未満の保育認定児童が保育所等を同時に利用している児童の最年長児から数えて２人目以降となる場合 → ２人目は半額、３人目は無料

※ 保育所など

保育所（認可外は除く）、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援

（3）Ｄ２からD11 までの階層に該当する世帯のうち、現に扶養している 18 歳未満の子どもが３人以上いる場合で、３歳未満の保育認定児童が 18 歳未満の子どもの３人目以降となる場合は、該当する階層の金額（２人目半額に該当する場合は半額後の金額）から下表の金額を軽減。

世帯の階層区分	軽減額
Ｄ２階層～Ｄ５階層	１/２の額を軽減
Ｄ６階層～D11 階層	次の計算式によるいずれか高い額を軽減 ａ）当該階層に対応する額に１/４を乗じた額 ｂ）当該世帯がＤ５階層に属する世帯とみなしそれに対応する額に１/２を乗じた額

④　その他（保育料に関する注意事項）

◎　保育所等の利用開始後に市町村民税額が修正申告等により変更となった場合、利用開始時にさかのぼって保育料を変更し、不足額の調整等を行うことがあります。
　また、市町村が行う市町村民税額の調査により、保育料が変更となることもあります。

◎　**離婚や再婚などにより家庭状況に変化があった場合、変更申請書の提出が必要になりますので、利用施設を所管する保健福祉センターへ必ずご連絡ください。**

◎　住宅借入金等特別控除などの税額控除を受けている場合、控除前の課税額で保育料を算定します。

◎　保育料の算定にあたって、「年少扶養控除のみなし適用」は行いません。

１０．給食（副食費等）について

保育所等における保育認定児童の給食（主食及び副食）に係る取扱いについては、次のとおりです。

年齢	区分	主食 （ごはんやパンなど）	副食 （おかずや牛乳、おやつなど）
３歳以上	提供	保護者負担（費用を徴収して保育所等で提供する施設もあります）	保育所等で提供
	費用		施設（設置者）が設定した金額を徴収
３歳未満	提供	保育所等で提供	
	費用	保育料に含まれる	

なお、１号（教育）認定に係る給食の取扱いについては、その提供の有無や金額が施設によって異なりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

①　３歳以上の保育認定児童に係る副食費の納付方法等

利用施設	納付先	納付期限等
市立保育所	いわき市	毎月２５日（土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の平日）　※ 原則、口座振替をお願いしています。
私立保育所、認定こども園 地域型保育事業	利用施設	利用施設へお問い合わせください

② 副食費の免除対象者

１号認定児童及び３歳以上の保育認定児童（以下、２号認定）に係る副食費の免除対象者等の取扱いは次のとおりです。

認定区分	市民税所得割課税額	第１子、第２子	第３子以降
１号認定	７７，１０１円未満	免除	
	７７，１０１円以上	副食費あり	免除
２号認定	５７，７００円未満	免除	
	５７，７００円以上	副食費あり	免除

※１　「ひとり親家庭」及び「障がい者のいる家庭」に該当する２号認定児童の場合は、１号認定の区分が適用されます。なお、第３子等の数え方は２号認定の基準がそのまま適用されます。

※２　第３子等の数え方は次のとおりです。

１号認定　→　小学３年生以下の範囲内で、上から第１子、第２子と数えます。

２号認定　→　小学校就学前以下の範囲内で、上から第１子、第２子と数えます。

※３　未申告等により市町村民税額が確認できない場合、市町村民税所得割課税額による免除が受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

令和９年度 保育所等一覧

【注意】申請書の施設ナンバー欄には、以下の施設No.を必ず記入してください。

	地区名	施設No.	保育所等名	所在地	電話番号（市外局番：0246）	乳児受入可能時期
市立保育所	平	０１	白土保育所	平字愛谷町一丁目４番地の１	22-6608	57 日～
		０２	あさひ保育園	平中神谷字北鳥沼 34 番地	34-2052	57 日～
		０３	豊間保育園	平薄磯字南作 62 番地	39-3101	57 日～
		０４	高久保育園	平下高久字清水１番地の４	39-2109	57 日～
	小名浜	０５	永崎保育所	永崎字川畑 217 番地の１	55-7244	57 日～
		０６	古湊保育所	小名浜字田ノ入 80 番地の１	92-3356	57 日～
		０７	本町保育所	小名浜字蛭川新川間 35 番地の１	92-3355	57 日～
		０８	渚保育所	小名浜字中原２番地の 23	92-3901	57 日～
		０９	鹿島保育所	鹿島町久保字山崎４番地の１	58-2637	－
		１０	滝尻保育所	泉町滝尻字高見坪 21 番地の１	56-6232	57 日～
		１１	泉南保育所（仮称）	泉町六丁目３番地の１	56-6213（泉保育所）	57 日～
		１２	玉露保育所	泉玉露三丁目 13 番地の５	96-6067	－
		１３	渡辺保育所	渡辺町田部字岸８番地	96-6044	57 日～
	勿来田人	１４	錦保育所	錦町作鞍４番地	62-3053	57 日～
		１５	窪田保育所	勿来町窪田馬場 43 番地の１	64-7259	－
		１６	菊田保育所	山田町東川原 13 番地	62-3052	－
		１７	山田保育所	山田町堀ノ内 104 番地の３	62-3054	－
		１８	田人保育所	田人町黒田字一ノ倉 49 番地の１	69-2301	－
	常磐遠野	１９	常磐第一保育園	常磐湯本町栄田 71 番地の１	42-3097	－
		２０	常磐第二保育園	常磐湯本町山ノ神 20 番地の１	42-3243	57 日～
		２１	遠野保育所	遠野町上遠野字白幡 106 番地の２	89-2525	－
	内郷好間三和	２２	宮保育所	内郷宮町金坂 152 番地の１	26-3634	－
		２３	綴保育所	内郷綴町町之内 36 番地の１	26-2530	57 日～
		２４	内郷保育所	内郷高坂町四方木田 188 番地	26-2928	57 日～
		２５	三阪保育所	三和町中三坂字四座 48 番地	85-2029	－
		２６	三和保育所	三和町渡戸字宿頭 118 番地の６	87-2001	－
	四倉久之浜大久	２７	四倉保育所	四倉町字五丁目８番地の８	32-2117	57 日～
		２８	久之浜保育所	大久町小久字連郷 89 番地の１	82-2540	－
	小川	２９	小川保育所	小川町高萩字下川原 127 番地の１	83-0404	－

	地区名	施設No.	保育所等名	所在地	電話番号（市外局番:0246）	乳児受入可能時期
私立保育所	平	３０	たかつき保育園	平字六人町 26 番地の 30	25-4765	50 日～
		３１	むつみ保育所	平字東町 14 番地の１	21-1682	43 日～
		３２	かべや保育園	平中神谷字寺前 28 番地	34-3033	60 日～
		３３	螢保育園	平山崎字熊ノ宮 42 番地の１	34-7654	90 日～
		３４	来迎保育園	平下神谷字宿 38 番地	34-7717	43 日～
		３５	中央台保育園	中央台飯野一丁目 25 番地の１	28-1171	57 日～
		３６	若葉台保育園	若葉台一丁目 24 番地の３	29-6071	6 か月～
		３７	小島保育園	内郷小島町作田３番地	26-3724	57 日～
		３８	梅香保育園	平字梅香町３番地の８	23-4097	3 か月～
	小名浜	３９	いわき・さくらんぼ保育園	鹿島町下蔵持字沢目 20 番地の１	58-5616	57 日～
	勿来 田人	４０	東田保育園	東田町一丁目 27 番地の６	62-2989	60 日～
		４１	大倉保育園	錦町中迎二丁目５番地の１	62-4306	45 日～
		４２	みそら保育園	勿来町酒井北ノ内４番地	65-7442	6 週～
		４３	金山保育園	金山町朝日台９番地の２	63-9648	60 日～
		４４	植田保育園	佐糠町一丁目４番地の１	62-3051	60 日～
	常磐 遠野	４５	船尾保育園	常磐下船尾町村山５番地の１	44-6027	4 か月～
		４６	さかえ保育園	常磐上湯長谷町扇田 74 番地	44-2875	57 日～
		４７	まことアソカ保育園	常磐湯本町宝海 133 番地の７	44-2551	3 か月～
	内郷 好間 三和	４８	さくら保育園	好間町下好間字沼田 112 番地	36-5456	57 日～
		４９	好間保育所	好間町上好間字馬場前 19 番地の３	36-2342	57 日～
		５０	あしび保育園	好間町上好間字田代 67 番地の 8	27-3355	2 か月～
	四倉久之浜大久	５１	三宝保育園	四倉町下仁井田字北追切 19 番地	32-3915	43 日～
認定こども園	平	５２	認定こども園りんごの木	平谷川瀬二丁目 15 番地の 15	25-4024	6 か月～
		５３	九品寺こども園（総合教育・乳幼児コース）	平字九品寺町 3 番地の 2	22-1641	2 か月～
		５４	九品寺こども園（インターナショナルコース）			
		５５	平幼稚園	明治団地 80 番地の５	23-5375	6 か月～
		５６	神谷こども園	平中神谷字南鳥沼 26 番地	34-2981	8 か月～
		５７	さとがおかキンダーガーデン	郷ヶ丘三丁目 18 番地の 3	28-2777	6 か月～
		５８	はと保育園	平赤井字田中 43 番地	23-8210	43 日～
		５９	平第一幼稚園	平山崎字熊ノ宮 53 番地の１	34-2453	6 か月～
		６０	あかい幼稚園	平赤井字田中５番地	23-5421	－
	小名浜	６１	あそびの森こども園	鹿島町船戸字堤７番地	58-3404	6 か月～
		６２	わかぎ幼稚園	小名浜字下明神町 33 番地の１	92-3807	8 か月～
		６３	かしま幼稚園	鹿島町走熊字渡折 19 番地の１	29-3303	－

	地区名	施設No.	保育所等名	所在地	電話番号（市外局番：0246）	乳児受入可能時期
認定こども園	小名浜	６４	泉幼稚園	泉町四丁目５番地の３	56-6420	6か月～
		６５	愛宕認定こども園	小名浜字鳥居北55番地の３	92-2727	6か月～
	勿来田人	６６	錦星こども園	錦町花ノ井18番地	88-1189	6か月～
		６７	なこそ幼稚園	勿来町窪田伊賀屋敷58番地の2	64-7458	6か月～
		６８	リズムの丘こども園	勿来町関田北作115番地	64-7429	6か月～
		６９	あざみ野こども園	川部町赤坂110番地	78-0666	10か月～
	常磐遠野	７０	松の実こども園	常磐松久須根町内田1番地の1	29-2255	6か月～
	内郷好間三和	７１	寿幼稚園	好間町北好間字塊坪10番地の3	36-2811	－
		７２	さかえ幼稚園	内郷御台境町前田16番地の1	26-2484	8か月～
		７３	認定こども園白水ひかりの子	内郷白水町入山10番地の18	26-1002	57日～
	四倉久之浜大久	７４	久之浜こども園	大久町小久字連郷15番地の1	82-3127	6か月～
地域型保育事業	平	７５	子供の部屋保育園	平字愛谷町二丁目７番地の７	23-3731	2か月～
		７６	ひなた保育園	平字尼子町２番地の９	25-5699	6か月～
		７７	くほんじひらくぼ保育園	平中平窪字杉内27番地の２	24-0211	61日～
		７８	はなまる保育園	平上荒川字林作203番地の1	85-5870	43日～
		７９	中央台東保育園	中央台高久二丁目21番地	88-7817	57日～
	小名浜	８０	パライソエンジェル保育園	鹿島町久保字於振２番地の６	84-8318	7か月～
		８１	ベビーハウスわたなべ	鹿島町船戸字林下16番地の12	58-5197	2か月～
		８２	くるみ保育園	小名浜岡小名字広畑55番地の３	52-0505	45日～
		８３	アカシヤ保育園	小名浜大原小滝町19番地の７	51-6103	6か月～
		８４	もえぎ保育園	泉もえぎ台三丁目３番地の13	68-8357	2か月～
		８５	たねまき第二保育園	小名浜諏訪町５番地の16	090-6229-3715	2か月～
	勿来田人	８６	子供の部屋第二保育園	植田町西荒田20番地の1	85-0031	2か月～
		８７	おおくらブランチ ATATAME 保育園	錦町中迎一丁目11番地の7	38-8103	45日～
	常磐遠野	８８	ゆしまや保育園	常磐松が台102番地	81-2525	57日～
		８９	たねまき保育園	常磐上湯長谷町五反田56番地の26	080-5558-3715	2か月～
		９０	ゆもと保育園	常磐下湯長谷町一町田31番地の３	38-4602	57日～
	内郷好間三和	９１	もえぎの森保育園	内郷綴町榎下63番地の1	85-5680	2か月～
	小川	９２	芽ぶきの原保育園	小川町上小川字後原84番地	83-1284	57日～

※1　土曜日が午前中のみの保育所等 ・・・ No.１、６、７、11、14以外の公立保育所

※2　No.９、15、28は、令和10年度末で廃止する方針のため、４～５歳児クラスの新規受付のみ行います。

※3　No.11の泉南保育所（仮称）は、令和９年４月から供用開始の予定です。

※4　No.53、54の九品寺こども園は、２歳児から総合教育コースかインターナショナルコースのどちらかを選択するようになります。（詳しくは園にお問い合わせください）

※5　No.78、80、88は施設設置者の従業員の子どもと、それ以外の子どもが利用できる施設（事業所内保育）です。

※6　各保育所等の概要は、市のホームページに掲載している「保育所・幼稚園等ガイドブック」をご参照ください。

申請書記入例（２・３号の場合）

どものための教育・保育給付認定申請書　兼　保育施設等利用申請書

- 記入漏れがないように注意してください
- 各項目は黒ボールペンでハッキリと記入してください
- 該当する□にはチェックをつけてください

令和 ● 年 ●● 月 ●● 日

私は、「利用料算定のための保護者　に係る所得額の確認」「記載内容が事実と異なる場合の支給認定等の取消し」

		氏	名			
申請保護者	フリガナ	コソダテ	タロウ	電話	連絡先1	□父 ☑携帯 ☑母 □自宅 ●●●−●●●●−●●●●
	氏名	子育	太郎		連絡先2	☑父 ☑携帯 □母 □自宅 ●●●−●●●●−●●●●
	住民登録地	いわき市平字梅本21番地				
	居住地（住民登録地と異なる場合は記載）	同上				

出産予定のお子さんの場合、氏名欄を「名字＋予定」とし、生年月日欄は出産予定日または空欄としてください。

		氏	名	生年月日	年（西暦）	月	日	年齢	利用開始年の4.1現在
申請児童	フリガナ	コソダテ	ジロウ		2023	05	03		
	氏名	子育	二郎					3	3

性別	続柄	障害者手帳	保育士等の加配	現在の在籍施設（2・3号認定の場合）	2ケタの施設ナンバーと施設名を記載
男	子	□有	□希望する		

マイナンバー（12ケタ）	住民登録地等（申請保護者と異なる場合に記載）
●●●●●●●●●●●●	□住民登録地 □居 場合に記載

保育士等の加配を希望する場合は、お早めに担当の地区保健福祉センターにご相談ください。

施設名を記入する場合は、保育所等利用案内Ｐ９～１１に掲載している「保育所等一覧」の施設№（２ケタ）を必ず記入してください。

※　施設の利用開始希望月が、1月～8月の場合は「その前年の1月1日現在」、9月～12月の場合は「その年の1月1日現在」

認定を受けようとする区分		希望する施設名（2・3号の場合は2ケタの施設ナンバーを必ず記載）					2・3号のみチェック
□1号（教育）認定	満3歳以上						
□2号（保育）認定	（4.1現在）3歳以上	第1希望	●	●	×××保育所	☑見学済 □きょうだい利用中	□第1～第5希望の施設に落選した場合は待機を希望する
		第2希望	●	●	×××保育園	☑見学済 □きょうだい利用中	□現在きょうだいが待機をしている
☑3号（保育）	（4.1現在）	第3希望	●	●	×××こども園	☑見学済 □きょうだい利用中	
		第4希望	●	●	×××保育園	☑見学済 □きょうだい利用中	待機の有効期間は利用開始希望日が属する年度内に限る
						□見学済 □きょうだい利用中	

兄姉と申請児童が同時に在籍する場合はチェック

きょうだい同時申込みの場合は必ずチェック（きょうだいが在籍する施設への申込みの場合はチェック不要）

2・3号のみチェック	きょうだいか2・3号で同時に申し込む場合は、希望するパターンに必ずチェック（どれか1つ）					
	☑	きょうだいで同じ施設を同じ月から利用	□	きょうだいが別々の施設でもよいが同じ月から利用	□	きょうだいが いが同じ施

保育が必要な事由によっては、希望通りの期間にならない場合があります。

施設の利用希望期間	令和 9 年 4 月 1 日 から　令和 13 年 3 月 31 日 まで	現在2・3号で転園を希望する場合はチェック	□転園

申請児童の同居家族等	氏名（上記申請児童は記載不要）	児童との続柄	生年月日（和暦）	マイナンバー（12ケタ）※2	勤務先や学校（学年）、幼稚園、保育所等の名称 ※ 施設の利用開始時点の状況	障害者手帳	住民登録地
	子育　太郎	父	H5.1.11	●●●●●●●●●●●●	×××建設	□有	□別
	子育　花子	母	H6.8.17	●●●●●●●●●●●●	×××保険	□有	□別
	子育　一郎	兄	H30.5.25		×××小学校（2年）	□有	□別
	子育　一子	妹	R6.6.6		×××保育所（同時申込み）	□有	□別
※1						□有	□別
						□有	□別

施設の利用開始時点の状況（申込み時点ではありません）を必ず記入してください。

生活保護法の適用	□有（　年　月　日から）
ひとり親家庭及びそれに類する状況にある場合の理由	□離婚　□死別　□未婚　□離婚協議中　□その他（　）

※1　**住民票の状況（世帯分離等）に関らず、児童の祖父母以外の同居者や生計同一者（単身赴任中の父母等を含む）をすべて記載してください。また、児童の祖父母の状況を、裏面に必ず記載してください。**

◎現在、または１月１日現在の住民登録地が、独自の住民税の減免が行われている市町村（双葉郡双葉町、大熊町など）である方は、次の利用開始希望月に応じて当該市町村が発行する住民税が確認できる書類を提出してください。
【利用開始希望月】１～８月＝前年の税額が確認できる書類　　９～１２月＝その年の税額が確認できる書類

申請児童の祖父母の状況	区分		氏名	生年月日（和暦）	勤務先 ※就学している場合は必ず記載	児童世帯との生計	居住地	障害者手帳
	父方	祖父				□同一 □別	□同居 □同一敷地 □隣地等 □その他	□有
		祖母	子育 うみ	S35.8.8		☑同一 □別	☑同居 □同一敷地 □隣地等 □その他	□有
	母方	祖父	磐城 やま	S39.7.7	×××商事	□同一 ☑別	□同居 □同一敷地 □隣地等 ☑その他	□有
		祖母						

「死別」や「離別」されている方は記入不要です

以下は、2・3号のみ記載

保育が必要な事由によっては、希望通りの時間区分にならない場合があります。

希望する施設利用時間（保育必要量）区分	☑ 保育標準時間（1日11時間まで）	□ 保育短時間（1日8時間まで）

申請書に添付する各種証明書類の内容と合致させてください。

具体的な状況			保護者の状況（施設の利用開始時点の状況）	
保護者の続柄			☑ 父 □ 母 □ その他（ ）	☑ 母 □ その他（ ）
保育が必要な理由			☑ 就労 □ 妊娠・出産 □ 疾病・障がい □ 介護・看護 □ 求職活動等 □ 就学 □ 育休 □ その他（ ）	☑ 就労 □ 妊娠・出産 □ 疾病・障がい □ 介護・看護 □ 求職活動等 □ 就学 □ 育休 □ その他（ ）
就労	雇用等の形態		☑ 常勤 □ 非常勤 □ 自営 □ 内職	□ 常勤 ☑ 非常勤 □ 自営 □ 内職
	勤務地		☑ 自宅外（住所：小名浜花畑町15-1 ） □ 自宅	☑ 自宅外（住所：内郷高坂町四方木田191） □ 自宅
	通勤時間（寄り道なし）		1日当たり 行き（ 35 ）分 帰り（ 25 ）分 合計（ 60 ）分	1日当たり 行き（ 10 ）分 帰り（ 10 ）分 合計（ 20 ）分
	勤務時間（休憩含む）	固定の場合	□ 月 □ 火 □ 水 □ 木 □ 金 □ 土 □ 日 時 分 ～ 時 分 1日当たりの平均勤務時間 時間 1週間当たりの合計勤務時間 時間	☑ 月 ☑ 火 ☑ 水 ☑ 木 ☑ 金 □ 土 □ 日 8 時 00 分 ～ 16 時 00 分 1日当たりの平均勤務時間 8 時間 1週間当たりの合計勤務時間 40 時間
		変則の場合	① ☑ 月 □ 火 ☑ 水 □ 木 ☑ 金 □ 土 □ 日 9 時 00 分 ～ 18 時 00 分 ② □ 月 ☑ 火 □ 水 ☑ 木 □ 金 □ 土 □ 日 10 時 00 分 ～ 19 時 00 分 ③ □ 月 □ 火 □ 水 □ 木 □ 金 □ 土 □ 日 時 分 ～ 時 分 1日当たりの平均勤務時間 9 時間 1週間当たりの合計勤務時間 45 時間	① □ 月 □ 火 □ 水 □ 木 □ 金 □ 土 □ 日 時 分 ～ 時 分 ② □ 月 □ 火 □ 水 □ 木 □ 金 □ 土 □ 日 時 分 ～ 時 分 ③ □ 月 □ 火 □ 水 □ 木 □ 金 □ 土 □ 日 時 分 ～ 時 分 1日当たりの平均勤務時間 時間 1週間当たりの合計勤務時間 時間
	休業中の場合		□ 産休 □ 病休 □ 介護休暇 □ 育休 期間 年 月 日 ～ 年 月 日 ※ 産休の場合は「妊娠・出産」、病休の場合は「疾病・障がい」、介護休暇の場合は「介護・看護」の欄も記載	□ 産休 □ 病休 □ 介護休暇 □ 育休 期間 年 月 日 ～ 年 月 日 ※ 産休の場合は「妊娠・出産」、病休の場合は「疾病・障がい」、介護休暇の場合は「介護・看護」の欄も記載
妊娠・出産			出産予定日 年 月 日 出産後 □ 産休 □ 育休	出産予定日 年 月 日 出産後 □ 産休 □ 育休
疾病・障がい	疾病	疾病の名称		
		入院期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
		通院	1週間に 回（1回平均 時間）	1週間に 回（1回平均 時間）
	障がい		□ 身障手帳（ 級） □ 精神保健手帳（ 級） □ 療育手帳（A・B）	□ 身障手帳（ 級） □ 精神保健手帳（ 級） □ 療育手帳（A・B）
介護・看護	対象者の氏名		（当該保護者との続柄： ）	（当該保護者との続柄： ）
	介護等の場所等		□ 対象者の自宅（□ 同居 □ 別居） （別居の場合の住所： ） □ 病院等（病院等の名称： ）	□ 対象者の自宅（□ 同居 □ 別居） （別居の場合の住所： ） □ 病院等（病院等の名称： ）
	期間		年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
	所要時間等		□ 月 □ 火 □ 水 □ 木 □ 金 □ 土 □ 日 介護等を行う者の移動時間 1日当たり往復 分 介護等に要する1日当たりの平均時間 時間 介護等に要する1週間当たりの合計時間 時間	□ 月 □ 火 □ 水 □ 木 □ 金 □ 土 □ 日 介護等を行う者の移動時間 1日当たり往復 分 介護等に要する1日当たりの平均時間 時間 介護等に要する1週間当たりの合計時間 時間
求職活動等			□ 求職活動中 □ 起業準備中 前職がある場合の離職日 年 月 日	□ 求職活動中 □ 起業準備中 前職がある場合の離職日 年 月 日
就学	学校等の名称等		名称（ ） 住所（ ）	名称（ ） 住所（ ）
	期間		年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
	所要時間等		□ 月 □ 火 □ 水 □ 木 □ 金 □ 土 □ 日 通学時間 1日当たり往復 分 就学時間 1日当たりの平均（休憩含む） 時間 1週間当たりの合計（休憩含む） 時間	□ 月 □ 火 □ 水 □ 木 □ 金 □ 土 □ 日 通学時間 1日当たり往復 分 就学時間 1日当たりの平均（休憩含む） 時間 1週間当たりの合計（休憩含む） 時間
その他				

● 保育所等を利用している方が利用できるサービス

休日保育

普段、保育所等を利用している子どもについて、保護者の就労等により日曜日や祝日に家庭で子どもを保育することができない場合に利用できるものです。

なお、利用にあたっては定員がありますので、希望する日の利用ができないことがあります。

詳しくは次の申込先にお問い合わせください。

実施施設	施設種別	申込先
綴保育所	市立保育所	内郷・好間・三和地区保健福祉センター
大倉保育園	私立保育所	施設に直接申込

● 保育所等を利用していない方が利用できるサービス

一時預かり事業

普段、保育所等を利用していない子どもについて、保護者の週数日のパート就労等により家庭での保育が困難である場合や､冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育ができない場合に利用できるものです。

なお、利用にあたっては定員がありますので、希望する日の利用ができないことがあります。

詳しくは次の申込先にお問い合わせください。

実施施設	施設種別	申込先
渚保育所	市立保育所	小名浜地区保健福祉センター
内郷保育所		内郷・好間・三和地区保健福祉センター
中央台保育園、若葉台保育園、 いわき・さくらんぼ保育園、 大倉保育園、さかえ保育園	私立保育所	各施設
あそびの森こども園、愛宕認定こども園	認定こども園	

● いわきネウボラ　おやＣｏＣｏ窓口

妊娠中や子育て中の方など、いわき市での子育てを考えている方へ、家庭の状況に応じた施設やサービスなどを各地区保健福祉センターの「子育てコンシェルジュ」がご案内します。

地区保健福祉センター名	連絡先
平	ＴＥＬ　０２４６－２２－７４５７（直通）
小名浜	ＴＥＬ　０２４６－５４－２１１６（直通）
勿来・田人	ＴＥＬ　０２４６－６３－２１１７（直通）
常磐・遠野	ＴＥＬ　０２４６－４３－２１１６（直通）
内郷・好間・三和	ＴＥＬ　０２４６－２７－８６９１（直通）
四倉・久之浜大久	ＴＥＬ　０２４６－３２－２１１４（直通）
小川・川前	ＴＥＬ　０２４６－８３－１３２９（直通）